

令和7年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定  
公募型プロポーザル 質問書及び回答

令和7年2月3日までに届いた質問書への回答

項番	資料名	頁	記載箇所	質問	理由・意図等	回答
1	公募型プロポーザル実施要領	3	3 参加資格 (2) 共同企業体	本件は公募型プロポーザルとなっておりますが、共同企業体は全ての業者が富山県の入札参加資格を持っている必要があるでしょうか。	共同企業体の中に富山県の入札参加資格を持っていない企業もあるためです。	参加資格は、実施要領のとおりとなります。 特に富山県の入札参加資格は必要としておりません。
2	公募型プロポーザル実施要領	3	3 参加資格 (2) 共同企業体	項番1についてすべての業者が入札参加資格を持っている必要が無い場合についてです。 共同企業体の代表者は富山県の入札参加資格を持っている必要はあるでしょうか。	代表企業が富山県の入札参加資格を持っていないためです。(弊社は富山県の入札参加資格を持っており、本件同様の販売業務に携わっていますが、代表企業としての契約実績がない状況です。)	上記に同じとなります。
3	仕様書	6	納品要件	>各学校で生徒(保護者)の購入状況が把握できるよう購入情報を学校ごとによりファイルを分けて教育委員会に提出すること。 ⇒この「購入状況」には送り状ナンバーも含まれますでしょうか。		含まれていなくてもかまいません。 OSが混在する学校もあることから、各学校で生徒(保護者)が何を購入したかの情報が把握できればよいと考えています。
4	仕様書	3	オプション項目 保守期間	A・B端末の「保守期間の延長(+1年間)」とはスタイラスの保証を延長する、という意味ではなく、端末本体の保守を4年間(3年+1年)という認識でよろしいでしょうか？	仕様確認の為	お見込みのとおりです。
5	仕様書	3	オプション項目 端末保守	下記「2 端末保守」に基づき提案する保守に3年間加入できること。」とはO端末本体のみに適用される文言という認識でよろしいでしょうか？(スタンド・保護カバー・保護シートはすべて消耗品の為3年保守には含めることが出来かねます)	仕様確認の為	「2 端末保守」に記載のあるとおり、「タブレット本体及び添付品を保守対象とする。(オプション項目を除く)」としています。
6	仕様書			端末仕様が満たされていれば、同一機種ではなく複数機種が混在しているもよろしいでしょうか？(不公平さを省くため価格は統一という前提です)		価格は統一という前提であれば、かまいません。 ただし、企画提案書において、それぞれの機種やスペック、供給可能台数を明記してください。
7	業務協定書(案)	1	第4条	端末CIに関しては事実上Apple社IPADのみが提案可能機種となりますが、Apple製品に関しては事前予告一切なしで突如生産完了となり、その場合は事前にオーダーをかけたとしても事業者への供給が一時的に打ち切られます。また新モデルが発売されたとしても価格・納期を事前にAppleより案内を受けることができません。こういったケース(モデルチェンジにおける価格・納期の変動)の場合は協定書案4条の適用の余地がありますでしょうか？		適用の余地があると考えます。
8	プロポーザル実施要領	1 概要	(6) 販売価格上限額	それぞれの販売価格上限は、オプション項目を含まない金額という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲内の明確化	お見込みのとおりです。 ただし、企画提案書において、それぞれのオプション項目の価格は提示してください。
9	プロポーザル実施要領	3 参加資格	(1) 法人等 ①	打合せ等に常時参加出来る体制とあるが、オンラインでの打ち合わせ実施または、パートナー企業の参加でも問題ないか。	富山県内に事業所が無い場合での選定影響についての確認	問題ありませんが、必要に応じて来訪いただく可能性もあります。

10	プロポーザル実施要領	3 参加資格	(1)法人等 ③	端末調達実績に関して、県共同調達や政令指定都市実績であればGIGA端末の調達実績でも資格は付与されるのか	実績についての確認	問題ありません。
11	プロポーザル実施要領	3 参加資格	(1)法人等 ③	端末調達実績に関して、都道府県や政令指定都市実績であれば、同時期の学校個別調達の合算が1,000台以上であれば問題ないか。	都道府県のBYOD案件において、共同調達よりも学校個別調達で実施しているケースが多いため、考慮して頂きたい。	令和3年度以降の端末調達実績を提案書等に記載する場合は、学校設置者単位(各都道府県・政令市教育委員会や学校法人)ごとに1,000台以上の調達実績を記載するものとします。  例えば、A県の県立B高校と県立C高校の合算が1,000台以上であれば実績としていただいても差し支えありません。しかし、D県の県立E高校とF県の県立G高校の合算が1,000台以上となるような事例においては提案書に記載可能な実績とは認めないものとします。
12	プロポーザル実施要領	3 参加資格	(1)法人等 ③	端末調達実績に関して、都道府県や政令指定都市実績であれば、弊社単独ではなく、販売店を経由した実績でも可能か。また、各学校のECサイトでの購入において契約書がない場合は、端末納入等の証明書の提示で対応可能でしょうか。	単独での調達と販売店と協業した実績どちらも調達スキームは大きな差異はないため、実績と言えると思います。	販売店を経由した実績でも差し支えありませんが、その旨を調書に記載してください。 また、各学校のECサイトでの購入において契約書がない場合は、端末納入等の証明書の提示でも差し支えありません。
13	プロポーザル実施要領	4 納品要件	(1)プロポーザルへの参加申し込み	登記(現在)事項証明書に関して、写不可とされており、メールにてPDFで提出したのち、原本をお送りする必要があるかと思われるが、提出は期限2/7(金)以降でも問題ないか	原本郵送に期日を要し、天候による遅延も懸念されるため、考慮していただきたい。	期限内にPDF化したものをお送りいただければ、原本は後日の到着となっても問題ありません。(ただし、プレゼンテーション審査日までにご送付願います。)
14	プロポーザル実施要領	5 企画提案書等の提出	(1)提出書類①	企画提案書の枚数制限はございますでしょうか。	本提案についての明確化	枚数制限は定めておりませんが、プレゼンテーション審査の制限時間内に収まるよう作成ください。
15	プロポーザル実施要領	7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング	(4)その他 ①	プレゼンテーションおよびヒアリングは代表者1名ではなく、入室した3名で分担し、対応することは可能でしょうか。	本プロポーザルについての明確化	問題ありません。
16	プロポーザル実施要領	7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング	(4)その他 ①	プレゼンテーションおよびヒアリングの入室者の所属は、構成員であればメーカー・販売店担当者であっても対応することは可能でしょうか。	本プロポーザルについての明確化	主担当者となる者に該当していれば問題ありません。
17	プロポーザル実施要領	7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング	(4)その他 ④	プレゼンテーション等で使用する参考資料等の別途提出の受付は可能とのことだが、差替え・追加がある場合いつまでに提出しなければならないのか。	本プロポーザルについての明確化	企画提案書の提出期限(2/13)までに提出してください。以降の差替え・追加は認めません。
18	学習者用端末販売仕様書	2 端末保守	ハードウェア保証・保守	教育活動中の物損故障とあるが、故意故障との区別はどのように実施する想定なのか。また、故意故障と判断した場合、どのような対応を想定しているでしょうか。	本提案内容の明確化につなげるため	コールセンターでの事情聴取またはフォームでの報告事項等において、ご判断いただくことになるものと考えます。 故意故障または故意破損と判断される場合は、当該案件について保守対象とはならないものと考えます。
19	学習者用端末販売仕様書	2 端末保守	ハードウェア保証・保守	コールセンターおよび24時間365日で受付可能な専用申請フォームとあるが、提供の品質が担保される場合は必須要件ではなく自由提案の範囲内でしょうか。	本提案内容の明確化につなげるため	仕様書の記載内容は必須要件となります。 仕様書の記載内容が対応できない場合は、提案書の中で代替案を示していただくこととなりますが、代替案で仕様を満たせていないと判断した場合は、提案内容は失格となるので、ご注意ください。
20	学習者用端末販売仕様書	3 ECサイト	その他	チラシのデザインやフォーマット指定はあるのでしょうか。	本提案についての明確化	特に指定はありません。
21	学習者用端末販売仕様書	4 納品要件	納品要件	購入者の自宅等の指定納品先に納入とあるが、各学校への配送でも可能か、また自由提案の範囲内内でしょうか。	本提案内容の明確化につなげるため	原則、各学校へ直接納品することは想定しておりません。